

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	川口市 介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川口市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

介護保険に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、秘密保持契約を締結している。

評価実施機関名

埼玉県川口市長

公表日

令和7年12月26日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>1. 被保険者の資格管理 ・転入、年齢到達による資格取得及び転出、死亡等による資格喪失による異動情報を含む住民記録情報の管理を行う。 ・被保険者に介護保険被保険者証を交付する。</p> <p>2. 保険料の賦課、徴収及び還付 ・被保険者の所得等に応じて保険料を決定し、賦課、徴収を行う。 ・被保険者に保険料決定通知書を送付する。 ・特別徴収、普通徴収により保険料の徴収を行い、過誤納が生じた際は、還付を行う。</p> <p>3. 要介護認定 ・介護保険（要介護・要支援）認定申請書を受理する。 ・新規申請分の認定調査を実施する。 ・区分変更および更新申請分の認定調査依頼を居宅介護支援事業者等に行う。 ・主治医意見書の受理、登録等を行う。 ・介護認定審査会を開催し、要介護状態区分等を決定し、被保険者に結果を通知する。</p> <p>4. 保険給付 ・介護サービスの受給者に対して保険給付を行う。 ・受給者情報の異動について埼玉県国民健康保険団体連合会に台帳を送付する。 ※事務に係る申請・届出等について、窓口での受領以外に、電子申請システムでの受領を含む。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">・介護保険システム・団体内統合宛名システム・共通基盤システム（府内連携システム）・既存住民基本台帳システム・中間サーバ・個人住民税システム・電子申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項 別表の100の項、135の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報提供】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、156、161の項</p> <p>【情報照会】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 131、132の項</p>	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	川口市 福祉部 介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	川口市(総務部行政管理課情報公開文書係) 〒332-8601 川口市青木2-1-1 電話048-258-1641
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	川口市(総務部行政管理課情報公開文書係) 〒332-8601 川口市青木2-1-1 電話048-258-1641
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・証書の発行の際には、申請書や抽出データで対象者情報に誤りがないか内容を確認している。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれている場合は、確実にシュレッダー処理や溶解処理を行っている。 	

9. 監査

実施の有無 [○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[○] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月18日	I 関連情報－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	-	<p>【別表第2における情報提供】（追加） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1・2・3・4・6・19・25・30・32・33・34・43・44・47条</p> <p>【別表第2における情報照会】（追加） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46・47条</p>	事後	根拠となる主務省令を追加記載するという形式的な変更であり、重要な変更には該当しない
平成29年10月25日	I 関連情報－5.評価実施機関における担当部署－②所属長	介護保険課長 渡辺 均	介護保険課長 藤波 康彰	事後	人事異動による変更であり、重要な変更には該当しない
平成30年11月15日	I 関連情報－5.評価実施機関における担当部署－②所属長の役職名	介護保険課長 藤波 康彰	介護保険課長	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない
令和1年6月28日	IVリスク対策	-	項目追加	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない
令和2年10月22日	IIしきい値判断項目	2015/4/1	2020/4/1	事後	評価書の再実施における日付の変更であり、重要な変更には該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月2日	I 関連情報－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	<p>【別表第2における情報提供】 番号法第19条第7号(別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に、以下が含まれる項。 (以下略)</p> <p>【別表第2における情報照会】 番号法第19条第7号(別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)の以下の処理をするために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができるとされている項。 (以下略)</p>	<p>【別表第2における情報提供】 番号法第19条第8号(別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に、以下が含まれる項。 (以下略)</p> <p>【別表第2における情報照会】 番号法第19条第8号(別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)の以下の処理をするために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができるとされている項。 (以下略)</p>	事後	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う号ずれにかかる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月30日	I 関連情報－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	<p>【別表第2における情報提供】 番号法第19条第8号(別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に、以下が含まれる項。) (中略) ・1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、83、87、90、94、95、117の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1・2・3・4・6・19・25・30・32・33・34・43・44・47条</p> <p>【別表第2における情報照会】 番号法第19条第8号(別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)の以下の処理をするために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができるとしている項。) ・介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ・介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ・93、94の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46・47条</p>	<p>【別表第2における情報提供】 番号法第19条第8号(別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に、以下が含まれる項。) (中略) ・1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、83、87、90、94、95、108、117の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1・2・3・4・6・7・10・19・22の2・24の2・25・30・31の2の2・32・33・43・44・44の4・47・55・59の2の3条</p> <p>【別表第2における情報照会】 番号法第19条第8号(別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)の以下の処理をするために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができるとしている項。) ・介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ・介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ・公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの ・93、94の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46・47条</p>	事後	番号法及び主務省令の改正による変更であり、重要な変更には該当しない。
令和4年11月7日	I 関連情報－1特定個人情報ファイルを取り扱う事務－②事務の概要	-	※事務に係る申請・届出等について、窓口での受領以外に、電子申請システムでの受領を含む。	事前	介護保険電子申請本格運用開始前の見直しであり、重要な変更にあたらない。
令和4年11月7日	I 関連情報－1特定個人情報ファイルを取り扱う事務－③システムの名称	-	・電子申請システム	事前	介護保険電子申請本格運用開始前の見直しであり、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月26日	I 関連情報-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険システム ・団体内統合宛名システム(宛名システム等) ・共通基盤システム(庁内連携システム) ・既存住民基本台帳システム ・中間サーバ ・個人住民税システム ・電子申請システム 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険システム ・団体内統合宛名システム ・共通基盤システム(庁内連携システム) ・既存住民基本台帳システム ・中間サーバ ・個人住民税システム ・電子申請システム 	事後	システム表記の統一による修正
令和7年12月26日	I 関連情報-3. 個人番号の利用ー法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の68項 ・介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令(※注)で定めるもの ※注…番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第50条 	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の100の項、135の項	事後	番号法及び主務省令の改正による変更であり、重要な変更には該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月26日	I 関連情報－4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	<p>【別表第2における情報提供】 番号法第19条第8号(別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に、以下が含まれる項。) (中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、83、87、90、94、95、117の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1・2・3・4・6・19・25・30・32・33・34・43・44・47条 	<p>【情報提供】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表</p> <p>2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、156、161の項</p>	事後	番号法及び主務省令の改正による変更であり、重要な変更には該当しない。
令和7年12月26日	I 関連情報－4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	<p>【別表第2における情報照会】 番号法第19条第8号(別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)の以下の処理をするために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができるとされている項。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ・介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ・公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの ・93、94の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46・47条 	<p>【情報照会】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表</p> <p>131、132の項</p>	事後	番号法及び主務省令の改正による変更であり、重要な変更には該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月26日	II しきい値判断項目-1. 対象人数-いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	しきい値を再確認したため変更
令和7年12月26日	II しきい値判断項目-2. 取扱者数-いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	しきい値を再確認したため変更
令和7年12月26日	IVリスク対策-8. 人手を介在させる作業	-	項目追加及び以降の項目の番号のずれ	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない
令和7年12月26日	IVリスク対策-11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	項目追加	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない